

平成20年3月
厚生労働省健康局

新型インフルエンザ対策推進室の設置について

1. 目的

- 現在、東南アジアを中心に鳥インフルエンザ(H5N1)の人への感染発症・死亡事例が相次ぎ、新型インフルエンザ出現について予断を許さない状況が続いており、社会的な関心も高まっているところ。
- このような状況を踏まえ、国際機関と連携し情報の集約化を図るとともに、民間の専門知識、経験を活用しつつ、機動的に対策を講じるため、新型インフルエンザ対策を推進する組織を新設し、行動計画等の更なる具体化等により新型インフルエンザ対策の一層の強化を図る。

2. 組織

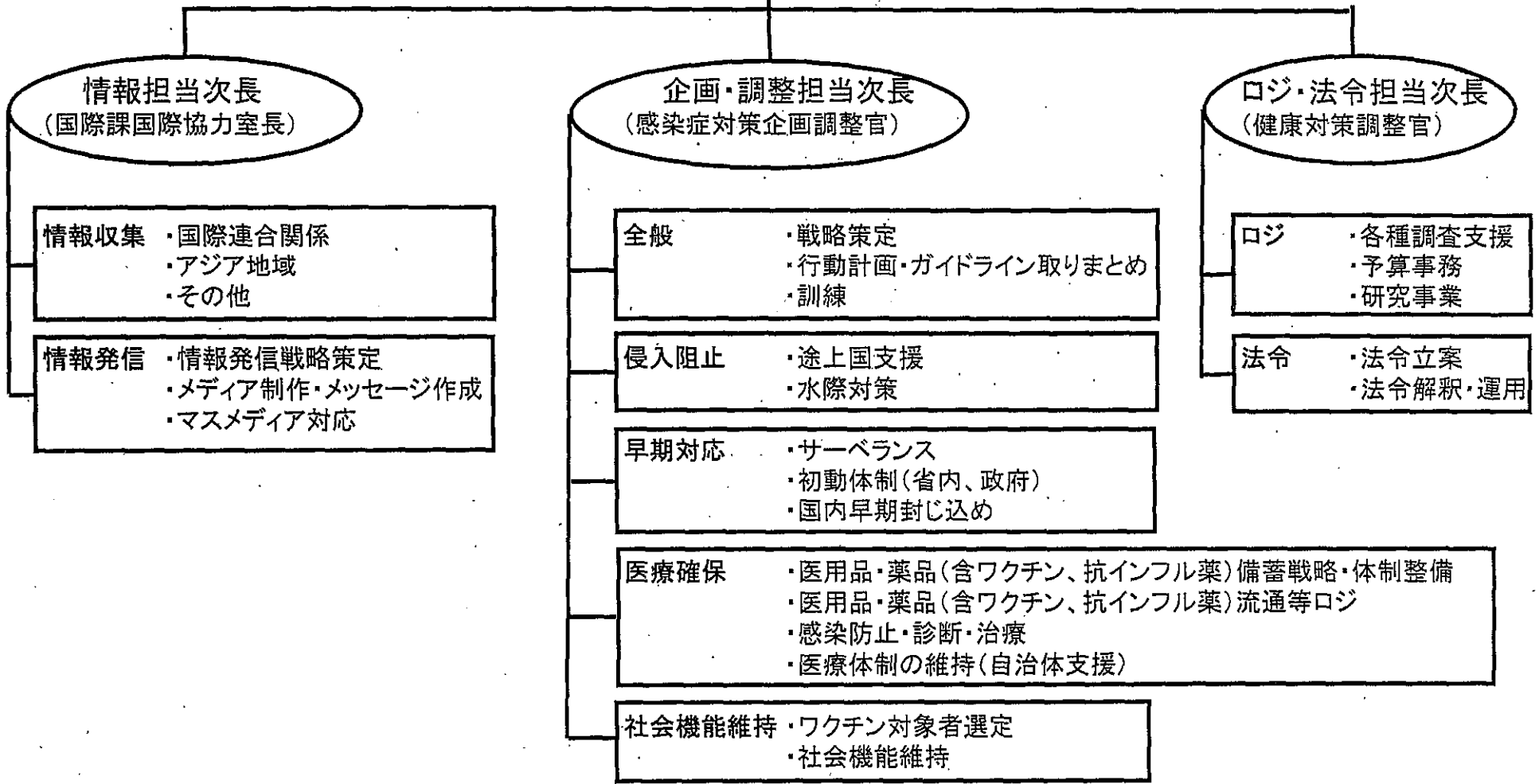
- 健康局の結核感染症課に「新型インフルエンザ対策推進室」(以下「対策推進室」という。)を設置する。
- 対策推進室は、室長、次長、室員をもって構成し、結核感染症課の職員をはじめ民間から専門知識・経験豊富な人材も登用し、関係部局・関係機関の協力のもと、対策の推進を図るものとする。

3. 設置

平成20年4月1日設置

新型インフルエンザ対策推進室

室長(感染症情報管理官)



次長他、
専従 3人
兼任 2人

次長他、
専従 6人
兼任 6人

次長他、
専従 1人
兼任 7人